

▶ 大きなパネルでPR効果抜群！

JR本庄駅の自由通路に広告を掲載しませんか

★都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 7

掲載期間 10月から令和6年3月までのうち、連続する3か月以上の期間（1か月単位）

広告の規格等 B0判・横向き（縦1,030mm×横1,456mm）の電照シートに印刷されたもの

広告料 1枠3万円/月

募集枠数 2枠（多数の場合抽選）

申込 申込用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類と合わせて郵送または直接都市計画課（市役所2階）へ

申込期間 7月14日（金）（必着）

注意事項

○次の費用は申込者の負担となります。

- 広告の原稿及び電子データの作成費用
- 掲載用ポスターの作成費用
- 広告の取付及び撤去費用



広告掲載イメージ

○広告の内容によっては掲載できない場合があります。市HPをご覧ください。お問い合わせください。

※詳しくは、都市計画課及び市HPで配付の申込用紙をご覧ください。



市HP

▶ これからの水道事業に関心のある方へ

水道事業審議会委員を募集

★水道課 ☎ 22- 2 1 5 1 ・✉suido@city.honjo.lg.jp

市では、水道事業ビジョンの取組状況や、水道事業の運営について審議する水道事業審議会の委員を募集します。

応募資格 次の条件をすべて満たす方

- ① 20歳以上（6月1日時点）の方
- ② 市の給水区域で水道を利用している方
- ③ 年5回程度、平日の日中に開催予定の審議会に出席できる方

※応募日時点で市の審議会等3機関以上の委員に委嘱されている方は応募できません。

募集人員 2名

任期 委嘱の日から2年間

報酬 審議会の出席1日につき6,200円

応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、「応募理由」

及び「水道事業についての意見」を800字以内にまとめ、郵送・✉または直接水道課へ
※詳しくは、水道課（水道庁舎）及び市HPで配付の応募用紙をご覧ください。

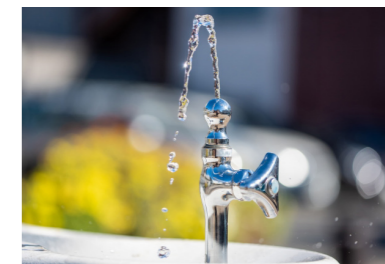
応募締切 6月30日（金）午後5時（必着）

選考方法 書類選考

※結果は、応募者に通知します。



市HP



▶ 粘土をこねて、伸ばして、積んで、オリジナルの埴輪(はにわ)を作ろう

はじめてのはにわづくり～ミニはにわをつくろう～

★本庄早稲田の杜ミュージアム ☎ 71- 6 8 7 8

埴輪は、今から約1,700年～1,400年前に作られた素焼きの土製品です。古墳と呼ばれる小山のように土を盛り上げて造られたお墓の周りに置かれました。

本庄早稲田の杜ミュージアムでも、「はにぼん」のモデルである盾持人物埴輪をはじめ、市内の古墳から見つかったたくさんの埴輪を展示しています。

この講座では、本物の埴輪をよく観察して、古墳時代の人々がどのように埴輪を作ったのかを学んだ後、自然乾燥で固まる粘土を使って自分だけのオリジナル埴輪を作ります。

日程 6月24日（土）、25日（日）

時間 ①午前10時～、②午後2時～

※各日2回開催。体験時間の目安は90分。

会場 本庄早稲田の杜ミュージアム

講師 本庄早稲田の杜ミュージアム学芸員ほか

対象 本講座に初めて参加する方

定員 各10名（先着順）

費用 200円（埴輪製作キット代）

用意 汚れてもよい服装

申込 6月11日（日）午前9時から電話または直接本庄早稲田の杜ミュージアムへ



▶ 都市計画に皆さんのご意見を

都市計画に関する公聴会を開催

★埼玉県都市計画課 ☎ 048-830-5341、本庄市都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 7

埼玉県が決定する次の都市計画の変更案を作成するのにあたり、皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

対象となる都市計画（変更内容）

- ① 本庄都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、区域区分の変更）
- ② 児玉都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更）

<変更の構想（原案）が閲覧できます>

期間 6月2日（金）～16日（金）

閲覧場所 埼玉県都市計画課（HP含む）、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市計画課（市役所2階）

<公聴会で意見を述べるができます>

変更の構想（原案）について意見を述べたい方は、公述の申出をすることができます。なお、申

出がない場合、公聴会は開催しません。

◆公聴会について

日時 ①本庄都市計画：7月18日（火）午前10時～
②児玉都市計画：7月18日（火）午後2時～

会場 市役所6階大会議室

対象 市内に住所を有する個人及び法人

◆公述の申出について

申出方法 公述申出書（閲覧場所で配付）に必要事項を記入のうえ、郵送または直接下記へ提出
提出先：埼玉県都市計画課または本庄市都市計画課

申出期限 6月16日（金）午後5時15分（必着）

※詳しくは、埼玉県都市計画課HPをご覧ください。



埼玉県都市計画課